

地質・土質調査業務における遠隔臨場（立会）の試行に関する運用について

1 試行内容

ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して、機械ボーリングにおける「掘進長の検尺ための立会」に遠隔臨場を試行する。

実施するにあたっては、受発注者間で事前に協議すること。

協議内容：実施する旨の確認、映像と音声の「記録」に関する仕様が「栃木県県土整備部建設現場の遠隔臨場（監督）に関する試行要領」の仕様を満たしているか 等

2 映像と音の配信

遠隔臨場の配信は「パッケージ化されたシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「web 会議システム（teams、zoom 等）」などを利用する。

3 遠隔臨場の実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた記録として実施状況写真等を下記の例を参考に撮影（1枚程度）すること。

実施記録の方法（参考）

- ・ビデオ通話アプリの通信、通話履歴の表示画面をキャプチャ撮影する。
- ・ビデオ通話アプリで監督職員等の画面を表示させた状態でキャプチャ撮影する。
- ・ビデオ通話アプリで監督職員等の画面を表示させた状態の端末を含めた写真を撮影する。

※映像と音声については、そのデータの保存を行う必要はない。

4 特記仕様書への記載

遠隔臨場を対象とする場合は、以下のとおり特記仕様書に記載すること。

「本業務は遠隔臨場の対象業務である。」

5 その他

不明な点等ある場合は、技術管理課に確認・協議するものとする。